# おおず 市議会だより

No. 63
2019. 08. 15

海開き（長浜海水浴場）

… 目 次 …

２面～３面　６月定例会の概要等
４面～13面　質疑・質問
14面～16面　常任委員会行政視察報告・常任委員会審査・議会日誌等

VEGETABLE OIL INK

●発行　大洲市議会　〒795-8601　愛媛県大洲市大洲690番地の1　☎0893-24-1730
http://www.city.ozu.ehime.jp/

# 令和元年６月定例会

令和元年第２回定例会が６月10日から６月25日までの16日間の会期で開かれました。
今定例会初日、市長から一般会計補正予算をはじめとする議案19件が提出されました。
その後、２日間で10人の議員が登壇し、全議案に対する質疑と市政全般にわたる質問を行いました。
各常任委員会の審査を経て、最終日には、追加議案等を含めて採決が行われ、いずれの議案も原案のとおり可決・承認し、請願１件を不採択としました。

（詳細は次ページ以降）

## 一般会計予算　歳出の主な事業

### 総務費

●都市･地方間交流型ツアー事業　145万2千円
（移住定住の前段階の「交流」を活性化させ、大洲市のファンづくりを行うため、首都圏在住の方を対象に大洲市のＰＲ及び意識付けを行うもの）

### 民生費

●認定こども園施設整備事業　3,616万3千円

### 衛生費

●災害廃棄物処理事業　1,710万5千円
（八幡浜・大洲地区運動公園陸上競技場の復旧工事に合わせ排水性の向上、芝生の育成促進のため土壌改良を行うもの）

### 農林水産業費

●強い農業づくり補助金　3,810万5千円
（平成30年７月豪雨災害により被害を受けた共同利用施設ライスセンターの整備に係る事業費に対して支援するもの）

### 商工費

●工業用地造成事業特別会計繰出金
（敷地造成、上水道敷設など）　2億3,592万円

### 土木費

●災害公営住宅整備事業　1億6,433万6千円
（平成30年７月豪雨災害により住宅を失った被災者に安全安心な災害公営住宅を整備し供給するもの）

## 6月定例会の日程

（6月）
10日　本会議（開会、提案説明等）
17日　本会議（質疑・質問）
18日　本会議（質疑・質問・委員会付託）
19日　総務企画委員会・厚生文教委員会
20日　産業建設委員会
25日　本会議（委員長報告・質疑・討論・表決等、閉会）

## 表彰・感謝状

（敬称略）

◆全国市議会議長会表彰・感謝状

〔一般表彰〕
議員在職20年以上　後藤　武薫
議員在職15年以上　二宮　淳

〔感謝状〕
社会文教委員会委員　押田　憲一
社会文教委員会委員　村上　常雄

◆四国市議会議長会表彰

〔特別表彰〕
議員在職24年以上　田中堅太郎
議員在職20年以上　後藤　武薫
議員在職16年以上　押田　憲一
議員在職16年以上　村上　常雄
議員在職16年以上　桝田　和美

◆愛媛県市議会議長会感謝状

前市議会議長　村上　常雄
前市議会副議長　桝田　和美

### ◆議案【市長提出分】

| 番　号 | 件　　名 | 結　果 |
|---|---|---|
| 第44号 | 令和元年度大洲市一般会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 第45号 | 令和元年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 第46号 | 令和元年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 第47号 | 令和元年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 第48号 | 令和元年度大洲市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 第49号 | 令和元年度大洲市水道事業会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 第50号 | 令和元年度大洲市病院事業会計補正予算（第１号） | 原案可決 |
| 第51号 | 大洲市森林環境譲与税基金条例の制定について | 原案可決 |
| 第52号 | 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理について | 原案可決 |
| 第53号 | 大洲市集会所条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第54号 | 大洲市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第55号 | 大洲市地域対策事業分担金徴収条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第56号 | 大洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第57号 | 大洲市介護保険条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第58号 | 大洲市長浜港港湾施設条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第59号 | 財産の取得について | 原案可決 |
| 第60号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 原案可決 |
| 第61号 | 大洲市過疎地域自立促進計画の変更について | 原案可決 |
| 第62号 | 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて<br>専決第１号　大洲市税条例等の一部改正について<br>専決第２号　大洲市国民健康保険税条例の一部改正について<br>専決第４号　令和元年度大洲市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号） | 承　認 |

### ◆議案【委員会提出分】

| 番　号 | 件　　名 | 結　果 |
|---|---|---|
| 第４号 | 大洲市おもてなし条例の制定について | 原案可決 |

### ◆請願

| 番　号 | 件　　名 | 結　果 |
|---|---|---|
| 第８号 | 主要農作物種子法の復活を求める請願書 | 審議未了 |
| 第９号 | 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則１割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願 | 審議未了 |
| 第10号 | 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について | 不採択 |

### ◆報告

| 番　号 | 件　　名 | 結　果 |
|---|---|---|
| 報告１ | 繰越明許費繰越計算書について | 受　理 |
| 報告２ | 繰越明許費繰越計算書について | 受　理 |
| 報告３ | 繰越明許費繰越計算書について | 受　理 |
| 報告４ | 繰越明許費繰越計算書について | 受　理 |
| 報告５ | 繰越計算書について | 受　理 |
| 報告６ | 専決処分した事件の報告について<br>専決第３号　和解及び損害賠償の額を定めることについて<br>専決第５号　和解及び損害賠償の額を定めることについて<br>専決第６号　和解及び損害賠償の額を定めることについて | 受　理 |

# 委員会発議でおもてなし条例を制定

## 大洲市おもてなし条例

私たちの住む大洲市は、緑濃い美しい山々、大いなる流れの肱川、穏やかな瀬戸の海など、自然につつまれた安らぎとふれあいのあるまちです。

大洲という地名の由来は、大変古い時代まで遡ります。安土桃山時代から江戸時代初期にかけて近世城郭として整備された大洲城を中心とし、江戸時代には大洲藩６万石の城下町として栄えました。激動の幕末を経て、明治以降は、肱川の水運を活用した養蚕業、製糸業、精蝋業等が興隆を極め、近代日本の発展に大いに貢献しました。また、近江聖人中江藤樹先生以来の好学の風土は、多種多様な人材を輩出し、青色発光ダイオードの発明など世界の文明に大きな影響を与えています。

この豊かな自然と長い歴史や個性ある文化は、私たちの誇り高き財産であり、大洲市の魅力です。私たち一人一人が地域の資源を認識し、大洲市を訪れる人を「おもてなしの心」を持ってお迎えすることは、訪れた方を幸せにし、私たちの幸せにもつながります。それにより私たちの住む大洲市を、更に魅力あふれるまち、何度でも訪れたいと思われるまちにしていくことを目指します。

ここに私たちは、市、議会、市民及び団体が一体となって、誇ることのできる魅力あふれる大洲市を実現することを決意し、この条例を定めます。

（目的）

第１条　この条例は、本市におけるおもてなしの基本理念を定め、市、議会、市民及び団体の役割を明らかにすることにより、おもてなしの心を育む地域づくりを協働して推進し、心地良い感動を与え、何度も訪れたくなる魅力あふれる大洲市を実現することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において「おもてなし」とは、郷土への誇りと愛着を持って、心からの笑顔、挨拶、声掛け等により大洲市を訪れる人（以下「来訪者」という。）を温かく迎え、心を込めて接し、思いやりを持って振る舞うことで、来訪者が「訪れてよかった、また行きたい」と思えるようにすることをいいます。

２　この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいいます。

３　この条例において「団体」とは、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。

（基本理念）

第３条　おもてなしは、市、議会、市民及び団体が、地域の自然、歴史、文化等に対し、理解と関心を深め、誇りと愛着を持って推進します。

２　おもてなしは、市、議会、市民及び団体の協働で推進します。

３　おもてなしの推進に当たっては、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが心地よい感動が得られるよう努めます。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、おもてなしに関する施策（以下「施策」という。）を講じ、これを総合的に実施します。

２　市は、市民及び団体によるおもてなしの推進のための自主的な取組の促進を図るため、市民及び団体に対し、相互の連携の推進、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行います。

３　市は、施策の実施に当たっては、その効果的な実施を図るため、国、県及び他の地方公共団体並びに関係団体との連携を図ります。

（議会の役割）

第５条　議会は、基本理念にのっとり、おもてなしの心を育む地域づくりの発展のため、市民及び団体の意思並びに来訪者の意見を的確に把握し、施策の積極的な立案及び提言に努めます。

（市民の役割）

第６条　市民は、自らがおもてなしのまちづくり推進の担い手であることを心掛け、来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場でおもてなしに努めるものとします。

２　市民は、基本理念にのっとり、おもてなしに関する取組に協力するよう努めるものとします。

（団体の役割）

第７条　団体は、自らがおもてなしのまちづくり推進の担い手であることを心掛け、来訪者を温かく迎えるとともに、それぞれの事業活動において、おもてなし活動の実践に努めるものとします。

２　団体は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力し、市、議会、市民及び団体相互で協働しておもてなし活動を推進するとともに、市の魅力を発信するよう努めるものとします。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例制定のねらい

私たちの住む大洲市が、さらに魅力あふれるまちとなり、何度でも訪れたいと思われるまちになることを目指し、この条例を制定しました。

この条例はおもてなしの心を強制するものではありません。日ごろの暮らしの中で、心からの笑顔、挨拶、声掛け等により、訪れる人を温かく迎え、心を込めて接し、思いやりを持って振る舞うことで、大洲市が魅力のあふれる何度も訪れたいまちになることを期待しているものです。

## 村上　常雄　議員

**一括質問方式**

①大洲市復興計画
②地域内交通（支線）
③柚木梁瀬地区及び嵩富川の治水対策
④観光事業

### 地域内交通（支線）について

**問** 先日の全員協議会で、地域内交通（支線）の見直しについては、協議が調った地区などを対象に事前登録、予約制のデマンド運行を行い、1日2往復を基本に見直しをしたい旨の説明を受けたが、山間部など、一定の利用者が見込まれない交通空白地に対しては、どのような支援策を検討されているのか。

**答** 需要が見込まれない交通空白地は、例えば遠く離れた一軒家あるいは一、二軒が遠く離れて点在している山間部等を想定しています。一定要件を満たす障がい者に対してタクシーの利用助成を行う大洲市障がい者タクシー利用助成事業を既に実施していますので、これらを踏まえ制度のあり方の検討を進めたいと考えています。

### 柚木梁瀬地区及び嵩富川の治水対策について

**問** 柚木梁瀬地区は大洲道路が堤防のかわりとなっているが、昨年の豪雨災害では大洲道路の下を抜けるトンネルから肱川本川の水が流れ込み浸水被害を受けた。ここは、今回の肱川緊急治水対策事業に含まれておらず、現在の肱川水系河川整備計画の区域にも入っていない状況だが、この地区の治水対策をどのように考えているのか。

**答** 愛媛県では、現在河川整備計画の見直しを行っており、この見直しにあわせて対策の検討を進めているとのことですが、市としては梁瀬地区をはじめ、現行の河川整備計画に入っていない無堤地区に関しても、新たな河川整備計画に位置づけ、堤防整備等による治水安全度の向上を要望しているところです。

なお、梁瀬地区を含めた柚木地区及び如法寺地区では6月下旬に激特事業による築堤工事の説明会を開催する予定としています。

### 観光事業について

**問** 大洲城天守は外観だけ復元した天守とは全く異なり、その歴史的価値はとてつもなく大きい。また、平成16年に市民の皆様の寄附により復元され、今や市のシンボルとなっている。市民の皆様に説明もなく、いわば商業目的と言える活用方法に転換してもいいのか。

私は、たとえ実証実験とはいえ、大洲城天守を宿泊施設として利用することについては言語道断であり、賛成することはできない。

市民の皆様に対し、今後どのように説明責任を果たし、ご理解を得ていくつもりなのか。

**答** 大洲城キャッスルステイは、来訪者に対し、一般公開のみならず、歴史に基づいた特別な体験を提供し、特別な料金を得ることで管理や修繕に向けた新たな財源確保策を講じるとともに、文化財としてさらなる認知度の向上を図っていこうとするものです。また、本市の展開する観光まちづくりを広く国内外へと情報発信していくためのフラッグ事業でもあります。

天守での宿泊をする計画としておりますが、入浴や厨房のための空間等は二の丸に整備し、天守等には手を加えることはありません。

しかし、大洲城天守は市民の皆様の熱意で復元されたもので、皆様のご意見を伺いながら事業を進めることが重要であるため、文化財保護審議委員会をはじめ関係者で組織する検討委員会を発足し、趣旨や方針をご検討いただきました。

今後もさまざまな会合等において機会を得ることができれば、説明させていただきたいと考えています。

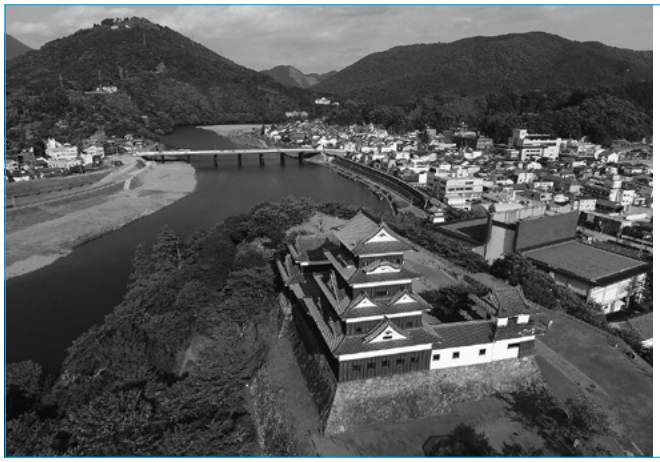

実証実験を予定している大洲城天守

# 中野　寛之　議員

**一問一答方式**

①既存堤防の点検
②文化財観光施設の活用
③各種審議会委員の構成
④子育て支援

## 既存堤防の点検について

**問**　昨年の豪雨の際、肱南地区の大洲城下流に位置する肱川左岸堤防において、増水した肱川からの漏水で堤防の地中が破壊されるパイピング現象が起きた。この現場の堤防とほぼ同時期に整備された肱南地区と肱北地区から若宮地区にかけての堤防は、水が通りやすい礫質土の地層が存在する可能性が高いのではないか。市としては国に対し、さらなる点検、調査の要望を行う必要があると考えるが、理事者の見解をお聞きする。

**答**　肱北地区の堤防はパイピングの発生も懸念されるため、洪水時の巡視や定期的な点検及び日常的なパトロールを行い、安全管理に努めると伺っています。

また、肱北地区の肱川橋から畑の前橋にかけての肱川堤防は、堤体漏水等が懸念される区間として、国の重要水防箇所に指定されています。

市としては、洪水時には消防団による巡視なども行い、水防活動を迅速に行える体制を整えていますが、国に対しても異常発見や重要状況発生時の迅速な対応を要請するとともに、既存堤防の浸透に対する点検、調査の要請を行い、情報共有や事業推進等の協力、連携を図る考えです。

## 文化財観光施設の活用について

**問**　市民の財産でもある文化財を将来の人口減少に備えて持続可能な手法で保全、保護をしていくためにも、観光としての積極活用が必要であると感じている。初めての取り組みでもあり、いろんな誤解をされている市民も多いとは思う。私もそういう否定的な意見があることは承知しているが、事業の詳しい話を聞けば、なかなかおもしろいのではないかと言われる方も確実におられると思う。であるからこそ、丁寧な説明や広報を行っていくべきと思うが、理事者の見解をお聞きする。

**答**　このような試みは本市でも初めてのチャレンジであり、全国的にも生きた歴史体験プログラムとして文化庁において緒についたばかりであることから、市民の皆様に対し丁寧な説明と広報が必要と考えています。

先般の検討委員会においては、実現に向けた方向性が決定されましたので、今後市民の皆様をはじめ、関係者の皆様にも具体的な趣旨や内容等を周知していきたいと考えており、早速、先日の自治会連絡会議で説明させていただきました。

また、8月には歴史的資源を活用した観光まちづくりのシンポジウムを開催し、市民の皆様にも広く説明させていただきたいとも考えております。

## 各種審議会委員の構成について

**問**　大洲市男女共同参画推進計画では、審議会等の女性登用率を引き上げるとの数値目標を掲げているが、数値はやや伸び悩んでいるようである。また、若年層の登用においては、ほとんどいないのが実態だと思われる。

例えば、充て職である場合でもその団体の長にこだわらず、団体の中から適切と思われる方を送り込んでもらえるよう、その団体に対して働きかけることもできるのではないのか。

**答**　団体からの多様な人材の選出については、団体の長への充て職の委任が多い状況ですが、一部では団体側から推薦をいただく方法をとっているケースもあります。

しかし、団体を代表しての選出となると、男性が参画される場合が多くなってしまいます。今後、団体から推薦いただく場合には、できるだけ幅広い人材の中から新しい若い人材や女性を推薦いただくよう努めたいと考えています。

# 大野　立志　議員

**一問一答方式**

①平成30年7月豪雨災害に関する検証
②大洲市地域防災計画
③大洲市復興計画の進捗状況

## 平成30年7月豪雨災害に関する検証について

**問**　市民アンケートの結果では、情報の入手手段として行政が発する情報としては防災行政無線が最多となっている。防災行政無線については、今回の検証の中でも避難に当たり困ったこととして、防災行政無線が聞き取れなかったという回答が第2位である。

防災行政無線施設の検証状況及びその対策、対応をどの程度進められ、改善されているのか、進行状況についてお伺いする。

**答**　今年度、デジタル化整備に向けた調査、設計を行う肱川・河辺地域は、高性能スピーカーの活用を含め、効果的な位置への設置を検討していきます。先行してデジタル化の整備を行っている大洲・長浜地域は、聞こえづらいという箇所について、スピーカーの増設や新たな子局の設置、またこれらによる対応が困難な場合には戸別受信機の配布による難聴地域の改善に取り組んでいるところです。

また、既存の情報提供手段の周知や活用啓発を図るため、災害時の情報提供というチラシを各世帯に配布しています。

さらに、スマートフォンを活用した防災行政無線の音声を聞くことができるサービスを活用できないかなど、検討を進めているところであります。

## 大洲市地域防災計画について

**問**　今回の発令基準の見直し及び避難勧告等のガイドラインの改定は、大洲市地域防災計画の多岐にわたる修正が必要になると思うが、修正作業の見通しについてお伺いする。

**答**　5月22日に開催した大洲市防災会議において、発令基準の見直し及び警戒レベル新設に伴う所要の改正のほか、市役所の機構改革に伴う調整等の改正のご承認はいただいたところです。

なお、昨年の7月豪雨等を踏まえた全体的な見直しは、愛媛県地域防災計画の修正も行われましたので、できるだけ早い段階での見直しを行っていきたいと考えています。

## 大洲市復興計画の進捗状況について

**問**　大洲市災害復興計画については、令和元年度から中・長期対策期間になるが、市民生活の再生に関しての項目の中で住宅の応急修理状況、災害公営住宅整備の完了時期の見通しについてお伺いする。

**答**　住宅の応急修理状況については、令和元年5月末現在で1，344件の申請があり、1，268件が住宅の応急修理を完了しています。半壊以上の住宅被害棟数が2，059棟、全壊が395棟、大規模半壊が523棟、半壊が1，141棟となっており、地元修理業者が対応できる事業量には限界があることから、いまだ76件の方は住宅の応急修理の順番待ちの状況等となっており、生活再建が遅れている状況です。現在、応急修理が完了していない方や応急修理業者に電話相談や現地確認を行っており、引き続き被災者の皆様の生活再建に向けて、住宅の応急修理制度を活用することで負担軽減を図るなど、居住の安定に努めていきたいと考えています。

次に、災害公営住宅の整備については、まず被災者の皆様に対するアンケートによる住宅再建に係る意向調査等を実施し、指針となる大洲市災害公営住宅基本計画を策定しています。この計画に基づき、一日でも早く安全で恒久的な住宅へ移行ができるよう準備を進めていくこととしており、仮設住宅の使用期限である令和2年9月を目指して、鋭意整備を進めていく予定です。

## 桝田　和美　議員

**一括質問方式**

①命を守る取り組み
②人に優しいまちづくり
③プレミアム付商品券発行事業

### 命を守る取り組みについて

**問**　7月7日は追悼式が行われるが、豪雨災害の教訓を忘れないように、また市民が同じ思いで生涯忘れない日として、市で一斉の防災訓練や避難訓練の実施など、南海トラフ地震への心構えを確認する日としても7月7日を「大洲市防災の日」と定めてはどうか。

**答**　7月7日が大洲市にとって忘れてはならない日であることを改めて心に刻むため、亡くなられた方々に対し黙祷をささげ、また災害に対する備えを心新たにして取り組んでいただくために防災訓練を実施するなど、7月豪雨災害を忘れないための取り組みは進めたいと考えていますが、「大洲市防災の日」の制定については、今後議会をはじめ、広く市民の皆様のお考えを伺いながら慎重に検討させていただきたいと考えています。

### 人に優しいまちづくりについて

**問**　現在、ひきこもりは長期化、高齢化が進み、40歳以上の人が全体の30％を占め、平均ひきこもりは19年以上に及ぶとされている。親亡き後、生活困窮者となる可能性も高く、将来において福祉財源の危機にもなりかねない状況も考えられる。

市としても、真剣に課題解決に取り組むべきと考えるが、現在のひきこもりに関する相談や支援体制の状況についてお聞きする。

**答**　ひきこもりに関する相談や支援体制については、保健センターでの窓口相談や、生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、ひきこもりやニートなど、生活に困っている方が抱える様々な問題に対応し、自立した生活が送れるよう支援する窓口相談を設置しています。

県では、愛媛県心と体の健康センター内にひきこもり相談室を設置して、関係機関によるネットワークを構築し、相互の連携と支援情報の共有を図っています。さらに、八幡浜保健所では、電話や来所での相談を受け、内容に応じて訪問や適切な関係機関につなげるなどの支援をしています。また、ＮＰＯ法人ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会の支部として松山市に愛媛県こまどりの会があり、ひきこもり家族を対象にした家族学習会やひきこもり支援セミナーなどを開催していると伺っています。

### プレミアム付商品券発行事業について

**問**　10月の消費税率引き上げに伴い、プレミアム付商品券が発行される。本市においても、当初予算で約3億9，000万円が計上されているが、その制度内容と周知方法についてお聞きする。

**答**　今回のプレミアム付商品券発行事業は、市民税非課税の方と3歳未満の子育て世帯の世帯主を対象として2万円分の商品券を購入すれば、5，000円分のプレミアムがつくものです。

市民税非課税者については、7月下旬ごろに市から申請関係書類を送付しますので、購入を希望される方は申請書をご提出いただき、課税されている人の扶養親族等の審査を行った後、該当者へ商品券購入引換券を送付します。また、3歳未満の子育て世帯については、申請は不要で、市から該当者に商品券購入引換券を交付します。

商品券は10月以降に市が指定する商品券販売所で購入いただくことになります。使用可能店舗、期間等については商品券購入引換券を交付する際にご案内する予定としています。

なお、これらの要件、手続等の周知については、該当者への申請のご案内や購入引換券交付時の案内に加え、広報おおず7月号や市のホームページでお知らせをする予定です。

# 梅木 加津子 議員

**一括質問方式**

①来年度以降の財政状況の見込み
②防災と被災者支援で市民の命と暮らしを守ること
③大洲市の復興と人口減の対応
④地域公共交通の確保
⑤加齢に伴う補聴器購入助成
⑥工業用地造成事業特別会計

## 防災と被災者支援で市民の命と暮らしを守ることについて

**問** 河道掘削や木を伐採してほしいとの要望が多く出された。国や県は現在、また今後どの程度行う予定なのか。本市として、肱川のどの地点を除去してほしいと要望したのか。

**答** 国及び県ではそれぞれの管理区間で、流下能力に支障が生じている箇所について、これまでも河床掘削及び支障木の伐採を実施しています。今年度は、国では矢落川上流、矢落川と肱川の合流点、如法寺、樋門等施設上流部において、合計約4万1，000㎥、県では清永川、久米川、嵩富川など合計約14万2，700㎥を撤去する予定と伺っています。

これらの撤去は、国、県による調査及び河川パトロールの結果等に基づいた事業ですが、市としては、市民の皆様からご要望のあった箇所についても撤去につながるよう、それぞれの河川管理者に要望していく考えです。

## 大洲市の復興と人口減の対応について

**問** 市民の方々は、家を壊したが土地を売りたい、土地を買い住宅を建てたい、空き家を探しているなど多くの課題を抱えている。こうした市民の方々の不安や悩みをどのように集約され、対応されているのか。

**答** 肱川・大川地区では、復興への意見交換会や座談会を継続して開催するとともに、住宅に関する相談会の開催等、復旧・復興事業を推進する中でこれまでに多くのご意見やご要望をいただいています。これらをもとに、まずは住まいの確保を図るため、災害公営住宅の一日も早い完成に向け、取り組んでいきたいと考えています。

また、肱川支所の復興支援担当職員や地域支え合いセンターによる戸別訪問、相談活動をはじめ、各関係機関の協力を得ながら情報を共有して課題を整理し、制度のわかりやすい説明等、ニーズに応じた支援につながるように努めています。

さらに、被災者生活再建の支援活動をされてきたNPO法人と連携し、住まいの再建相談会を被災地区公民館や仮設団地において、6月から9月までの間、開催する方向で日程調整しています。

今後も、被災者の皆様の不安や悩みなどに向き合い、まずは住まいの再建を優先に相談体制をとりながら、被災者の皆様が市内で暮らし続けられるよう支援をしていきたいと考えています。

## 工業用地造成事業特別会計について

**問** 今回、当初予算に加え、敷地造成や上水道敷設など予算計上されている。合計約4億4，000万円になるが、その代金は商工会議所が負担するということなのか。市の持ち出しはないという全協での説明や議会答弁の整合性を説明していただきたい。

**答** この事業は、当初から事業所間調整を商工会議所が担当し、会員への聞き取り調査をもとに希望する事業者を選定し、市で造成計画を策定し、協同で企業誘致対策を図るものです。

補正予算後の特別会計予算としては約4億4，000万円となり、予定している5事業者への分譲により市の持ち出しがないよう、鋭意計画を推進しています。具体的な販売価格は、近年の事業用地としての取引価格を参考にし、立地予定事業者の事業計画上共通している売却単価の上限が坪5万円という意向を受け、市としては事業手法の工夫により坪5万円以内となるよう努めています。なお、事業所間の調整は商工会議所が責任を持って実施されています。

# 宇都宮　宗康　議員

**一問一答方式**

①認定こども園
②乾式貯蔵の問題
③鹿野川ダム操作変更

## 認定こども園について

**問**　肱南地区では、大洲保育所を増築し、大洲幼稚園と肱南保育所を統合した認定こども園への移行を予定しているが、この施設に近い肱川本流の堤防では、昨年の豪雨災害により堤防が陥没し、破堤の手前であった。この堤防に守られた敷地に１００人以上もの児童が登園することになるが、破堤の危険はないのか。

**答**　この堤防については、国が原因調査及び復旧対策法として鋼矢板の仮設を１４２メートルにわたって緊急的に実施したところです。また、その下流側については、今回の調査でパイピング等による堤防の被災は確認されてないものの、引き続き調査を実施するとともに、必要に応じて対策方法の検討を行う予定と伺っています。なお、国では中島地区を重要水防箇所に指定しており、堤防点検及びパトロールを適宜行うとともに、異常が万が一発見された場合においても応急的な対策がとれるよう体制を整えていると伺っています。

市としても、洪水時には大洲市消防団による巡視などを行い、水防活動を迅速に行える体制としています。

## 乾式貯蔵の問題について

**問**　四国電力は、平成30年5月に原子力規制委員会へ伊方発電所における使用済み燃料乾式貯蔵施設の設置にかかわる申請書を提出している。使用済みＭＯＸ燃料を再処理するための第二再処理工場はできる見込みがないが、伊方発電所に永久貯蔵されるのか。伊方発電所より30キロメートル圏内の自治体として他人事でなく受け入れられるのか。

また、核のごみの最終処分場がない中で永久貯蔵されると市民は永久的に核の危険にさらされるのか。

**答**　原子力発電については、国の第５次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度低減等の観点から、使用済み燃料の再処理やプルサーマルを推進することとされています。

これらについては、国において責任を持って対応されると考えており、今後も動向を注視していきたいと考えています。また、四国電力においては、あくまでも一時的な腹案であることも含めて、丁寧な説明により懸念払拭に努めていただくとともに、今後も安全性の確保を最優先に取り組んでいただくよう要請したいと考えています。

## 鹿野川ダム操作変更について

**問**　水防法に基づき洪水で相当な損害が出ると見られる河川を、国または県が水位周知河川に指定し、市長が避難勧告を出す氾濫危険水位などを設定とあるが、本市にそのような指定河川があるのか。

**答**　水防法に基づく指定河川については洪水予報河川と水位周知河川があり、本市では洪水予報河川に肱川の国管理区間と矢落川の国管理区間の下流部が指定されており、水位周知河川には矢落川の国管理区間の上流部に加えて本年５月に肱川の県管理区間が追加指定されています。なお、洪水予報河川と水位周知河川では洪水予報の有無など多少の違いはありますが、氾濫危険水位や洪水特別警戒水位等の水位情報の通知等に関する規定が設けられており、市の避難情報等の判断基準として重要な役割を持っています。

今回、新たに肱川の県管理区間が水位周知河川に指定されましたので、より適切な避難情報等の発令で行えるものと考えています。

# 児玉　康比古　議員

**一問一答方式**

①民生児童委員・主任児童委員
②洪水時における避難等
③市民防災読本

## 民生児童委員・主任児童委員について

**問** 民生児童委員・主任児童委員は、３年間の委嘱期間が終了し、本年12月が委員選考の時期となる。私は、各地区で民生児童委員が担当する住民数、また主任児童委員が担当する子供の数に大きな格差があり過ぎると問題視しているが、その現状をお聞きする。

**答** 民生児童委員１３７名の１人当たりの世帯数は平均１４５世帯で、一番多い平地区で２７２世帯、一番少ない河辺地区では54世帯です。また、18歳未満児童数から見た主任児童委員26名の１人当たりの児童数は市平均１５７人で、一番多い平地区は４８３人、一番少ない河辺地区では12人となっています。

この状況から、民生児童委員協議会会長会などにお諮りしながら意見の集約を進めてきました。その結果、会長会では今回は地区間の定数調整は行わず、各地区内で必要に応じ担当区域の見直しなどで調整を図り、定数調整は今後の検討事項としてはどうか、また主任児童委員部会では、部会全体で協力体制が整っていることや前回の改選時に地区間で定数を調整したこともあり、今回は調整しないということで意見の集約がなされたものです。

なお、各地区間の定数調整は、人口だけではなく面積や地理的条件等を総合的に勘案する必要があり、各地区のご理解が重要ですので、会長会を中心に継続して検討していきたいと考えています。

## 洪水時における避難等について

**問** 平成30年７月豪雨災害に関する検証会議では、市が取り組む事項として避難判断基準の見直し、ダム放流量による避難基準の設定、数値による具現化が明記されている。ダム放流量は肱川地区のみ定められたが、その他の地区に明記はない。ダム放流量のほうが市民は理解ができるため両方明記すべきと思うが、市の見解はどうか。

**答** 避難判断基準は、昨年度の災害や肱川の県管理区間の水位周知河川への指定などを受け、今回の出水期から見直し、運用を行うこととしています。その基準は、ダムの放流量及び国や県で定められている避難判断基準などの水位に基づき設定しています。

肱川地域は、ダム放流量に基づく基準としていますが、大川地区から下流域は、過去もダムの放流量は少ないにもかかわらず支流からの流入により肱川の水位が高くなった経緯があるため、水位による避難判断基準を設けさせていただいたところです。

なお、水位にかかわらず異常洪水時防水操作が行われ、水位の急激な上昇が予想されるときは、地域を問わず避難指示を発令することとしており、大洲第２水位観測所の水位が６．３ｍとなったときに、多くの地域で避難指示を発令することとしています。

## 市民防災読本について

**問** 以前より、緊急避難場所と指定避難場所がわかりにくいとの声があるが、市民が理解できていると考えているのか。

**答** 緊急避難場所と指定避難所については、改正された災害対策基本法により、切迫した災害の危険性から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されました。緊急避難場所と指定避難所を混同されている方も多いとは思いますが、災害が発生した際はそれぞれの災害種別に応じた緊急避難場所へ避難し、生命の安全を確保していただくことが重要になります。

このことに関する啓発も、引き続き市民防災読本の普及とあわせ進めていきたいと考えています。

# 村上　松平　議員

**一括質問方式**

①平成30年7月豪雨災害からの復興
②大洲市復興計画
③土砂災害警戒区域

## 平成30年7月豪雨災害からの復興について

**問**　私が特に危惧するのは1次産業の復興である。本市の1次産業は特に若い方の担い手が減少し、衰退の一途をたどっているが、昨年の水害で農地も甚大な被害を受け、問題はさらに深刻化してきた。

私としては、この打開策として、農業を個人で営むのではなく法人が事業として運用することを提案したいと思う。法人化により、誰でも農業がやりやすく、効率のよい環境にしていきたいと考えるが、これらについて意見をお伺いする。

**答**　現在、市内には2つの農事組合法人、16社の会社法人が参入しており、主に野菜を中心とした営農活動を展開され、生産拡大や雇用の創出をはじめ、耕作放棄地の解消や担い手の確保といった観点から多大な貢献をいただいており、今後も法人化や企業等の新規参入が進んでいくのではないかと推察しています。

法人化に向けた取り組みは、税制面での優遇措置が受けられる半面、様々な運営負担や社会保険等の費用負担の増大なども伴いますので、営農環境や耕作状況を踏まえながら、市としてもきめ細やかな支援が講じられるよう、県などの関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

## 大洲市復興計画について

**問**　肱川本流の堤防整備に伴い、同時に進められるのは本流から支流へ逆流防止のための樋門の設置である。肱川流域には474の支流がある。今後、この支流の相当数に樋門を設置しなければならないことになる。現在、その樋門の操作、管理は地元の消防団が行っているが、人員確保に不安が残る。これに対する具体的な施策はあるのか、消防団とのすり合わせはどこまで進んでいるのか。

**答**　現在、54カ所の樋門等の点検、出水時の操作を消防団に委託をしていますが、今後堤防整備が進むと、23カ所の樋門が新たに整備される予定となっています。

市としても、樋門操作の簡略化や民間委託の検討など樋門管理者である国、県に対し要望しているところです。また、山間部の団員の協力については、もともとの団員の定数が多くない上に団員の確保が厳しくなっており、土砂災害のリスクも高く、地元での対応も必要なことから、支援に回ることが難しい状況です。河川管理者や消防団と協議を行い、打開策を見出していきたいと考えています。

## 土砂災害警戒区域について

**問**　本市の土砂災害警戒区域は411カ所、土砂災害特別警戒区域は391カ所が指定を受けているが、市内へ住宅を移転しようとする人に対してどういった措置をとるのか、今後の住宅環境の対策についてお伺いする。

**答**　土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の移転を促進するための支援策として、国による崖地近接等県住宅移転事業があります。補助の内容としては、まず危険住宅の除去等に要する費用等に対しての補助、また危険住宅にかわる新たな住宅の建設購入のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に対する補助となっています。

この支援制度を活用するには、地方公共団体が補助金の交付要綱を作成する必要がありますが、当市では現在要綱を作成していない状況です。

このため、土砂災害等から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅等の移転を促進していくためにも、来年度以降にこの制度が活用できるよう検討していきたいと考えています。

# 弓達　秀樹　議員

**一問一答方式**

①産科医・小児科医の確保
②今後の市政運営
③中心商店街の街灯
④小中学校
⑤青島の将来

## 産科医・小児科医の確保について

**問** 子供を安心して産み育てていく上で産科医療、小児科医療における医師の存在は不可欠である。
将来の医師確保に向けての方針や対策はどのように考えているのか。
定期的に産科医、小児科医と圏域の医療体制の現状や充実策などの協議や相談はされているのか。

**答** 市内にある産科、小児科は、産科が2施設、小児科が5施設で、開業医の先生方の懸命なご尽力により必要な医療を提供していただいているのが現状です。特に小児科医は、高齢化が著しく体制の維持が厳しくなっています。このため、市内における小児科診療所の新規開業を促進し、小児初期救急医療体制の確保を図るため、本年4月1日に大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱を制定しました。今後、他地域で活躍されている小児科医が本市で新たな診療所を開設できるよう誘致に努めていきたいと考えています。

また、産科医の平均年齢は60．5歳となっており、分娩件数は平成30年度には549件を取り扱っておりましたが、10年後の分娩件数は約350件程度と推測されますので、いましばらくは現在の体制で必要な医療を提供できるのではないかと考えています。

## 今後の市政運営について

**問** 肱南公民館周辺整備基本構想案は、大洲郵便局の移転候補地の選定など今後も引き続き検討していくとあったが、その進捗は現在どの程度にまで及んでいるのか。

**答** 現時点では構想の段階であり、大洲郵便局の移転が決定しているものではありませんが、その検討素案として大洲郵便局と日本郵便株式会社四国支社に説明をさせていただいています。郵便局としては、地域における利便性の確保や集配拠点としての位置づけなど、事業活動の継続性について様々な検討課題もあるようですので、今後も引き続き郵便局への情報の提供と共有を図っていきます。

なお、肱南公民館の建て替えは、今後この基本構想をもとに、複合施設としての基本計画についてより具体的な検討を進めていきたいと考えています。その後、基本設計、地質調査、実施設計、改築工事と事業を進める流れになりますが、復興計画や財政状況を考慮しながらの事業展開となるものと考えています。

## 中心商店街の街灯について

**問** 新町、常磐町、殿町の中心商店街とふれあい南通りに設置された商店街筋を象徴する丸い街灯は、中心商店街を認識する象徴的な存在である。平成28年9月議会で、老朽化した中心商店街の街灯について質問をしたところ、その必要性や方向性を見極めて、国、県の補助も含めて研究、検討していきたいとの答弁をいただいた。
あれからほぼ3年が経過し、さらに老朽化が進み、街灯が落下する事案が各所で起きているが、研究、検討した結果、何らかの対策を講じてもらえるのか。

**答** 市としても、中心市街地において、特に伊予大洲駅から肱南地区の観光施設に至る観光動線と重なる地域では、今後の観光振興を考える上でも、安全・安心な環境や美しい景観の維持にこれまで以上に配慮の必要な地域ですので、国の補助事業の導入を含め、具体的な検討に入りたいと思います。

なお、ふれあい南通りは、観光動線としての強化を目的に肱南・肱北地区都市再生整備計画事業の2期計画として照明施設の整備を図ることとしており、あわせて既存街灯の撤去を検討していきたいと思います。

## 武田　典久　議員

**一問一答方式**

①平成30年7月豪雨への対応の検証
②消防の広域化
③大人のひきこもり
④学校給食

### 平成30年7月豪雨への対応の検証について

**問**　平成30年7月豪雨では、外部からの支援とあわせ大きな力となったのは、地域の自主防災組織であった。詳細は、自主防災組織ごとにその役割が定められていると思うが、地域の実情に詳しい地域住民による助け合いは、市役所職員数が限られる中において今後ますます重要になってくる。

そこで、昨年の豪雨時に機能した自主防災組織と必ずしもそうではなかったところとの違いは何が原因だったと分析されているのか。

**答**　地域で地区防災計画を策定し、役割分担や行動計画を定めていただいている自主防災組織が災害発生時に有効に機能されたのではないかと感じています。

この地区防災計画をそれぞれの地区で策定いただくことで、地域の役員の皆様も自分がどのような役割を負い、災害時に何をしなければならないかを理解することができると考えていますので、引き続き策定されていない自主防災組織に対し、その策定を促すとともに、災害・避難カード事業の取り組みについても周知、啓発をしていきたいと考えています。

### 消防の広域化について

**問**　国は、限られた資源を効率的、効果的に活用できる消防の広域化を推進することがこれまで以上に必要であるとの立場から、昨年４月に広域化基本指針を改正したが、本市にとって消防広域化のメリット、デメリットについてどのようにお考えか、市長の所見をお伺いする。

**答**　消防広域化のメリットは、組織が大きくなることで予防や救急の担当職員の専任化を進めることが可能となり、質の高い消防サービスが提供できることなど、人員配置の効率化による現場体制の充実、高度化が考えられます。また、財政規模の拡大による効率化により、整備が困難な高額な資機材等の計画的な整備が可能になるなど、消防体制の基盤強化が図れる点が考えられます。

次に、デメリットは、他の消防本部と設備を統一するために莫大な費用がかかるなど財政面での課題や、職員の身分や給与、勤務条件等の人事管理上の問題が考えられます。

市民の生命、財産を守る消防の役割は、今後ますます重要なものとなります。市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、消防の広域化もまずは大洲地区広域消防事務組合で十分に協議、検討することが必要であると思っています。

### 学校給食について

**問**　全国では徐々に給食費の完全無償化の動きが出てきているが、まず就学援助制度を通じ、給食費免除の措置を受けている児童は現在本市で何人いるのか。また、本市では第３子以降の幼稚園給食費無料化を実施しているが、その措置を小学校にまで延長するつもりはないのか。

**答**　学校給食費を全額支給しているのは小学生児童は本年５月末においてほぼ例年並みの２６０人、全児童の12％となっています。また、本市では子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進する目的で、平成29年４月から大洲市立幼稚園で第３子以降の給食費無料化事業を実施しており、現在25人、22.7％の園児が無料化の対象となっています。

保護者の経済的負担軽減による子育て支援の必要性、重要性については十分認識していますが、第３子以降の給食費無料化についてはすぐさまの対応は難しいと考えています。

# 常任委員会行政視察報告

## 総務企画委員会

（平成31年4月24日～26日）

**岩手県花巻市**

**○インターネット接続環境整備について**

光ブロードバンドサービスの整備やモバイルWi-Fiルーター導入費用補助金について調査

**岩手県岩泉町**

**○平成28年台風10号災害と岩泉町災害復興まちづくり計画について**

災害対応と復興計画策定に係る住民の合意形成や、避難勧告等の発令基準と情報発信の在り方等について調査

**岩手県遠野市**

**○移住・定住施策の取り組みについて**

移住・定住を応援する市民と遠野市が一体となった定住促進組織「で・くらす遠野」による取り組みや地域おこし協力隊制度を活用した起業家人材育成事業について調査

岩手県花巻市役所

岩手県岩泉町役場

## 厚生文教委員会

（平成31年4月17日～19日）

**島根県邑南町**

**○日本一の子育て村構想について**

平成22年度から27年度までの6年間の「日本一の子育て村構想」を策定し、人口増に対する具体的目標を設定し、定住のために取り組んだ様々な子育て支援策について調査

**鳥取県境港市**

**○境港市版ネウボラ及び鳥取式学校グラウンドの芝生化について**

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する「境港市版ネウボラ」と学校グラウンドの芝生化について調査

**岡山県総社市**

**○子育て王国まちづくり事業について**

市民・企業・行政等が協働によりその特性を発揮し、まち全体で子育てを支える取り組みについて調査

島根県邑南町役所

鳥取県境港市役所

## 産業建設委員会

（令和元年5月20日～22日）

**岩手県一関市**

**○地産外商及び6次産業化について**

農産物や特産品を生産者や関係団体と一体になって県内外に売り込む「地産外商」の取り組み等について調査

**宮城県気仙沼市**

**○観光の戦略的展開について**

地域DMO「気仙沼観光推進機構」の仕組みや、地域にお金を落としてもらえる戦略的な取り組み等について調査

**宮城県南三陸町**

**○東日本大震災の復興状況について（現地視察）**

**宮城県白石市**

**○白石城を活かした取り組みについて**

白石城や片倉小十郎などの歴史資源を活用した様々な取り組みについて調査

宮城県気仙沼市
観光コンベンション協会

宮城県白石市役所

# 委員会審査

6月定例会で常任委員会に付託された議案等について審査を行いました。

## 総務企画委員会

委員長　安川　哲生

**◆地域公共交通対策事業について**

**説明**　地域内交通の見直しに伴い、協議やアンケートを実施している南久米・豊茂・五郎の3地区において、1年間無償で実証運行を行うことにより本格運行につなげていくもので、乗降場所表示スタンドやスクールバスなどの運行委託料、そしてタクシー使用料など、計197万6千円が計上されているもの。

**問**　**今後の進め方について**

**答**　今回の実証運行は1年間無償で進め、利用状況などを踏まえたうえで、適宜見直しを行いながら本格運行につなげていきたい。また、平成30年3月に策定した『地域公共交通網形成計画』に基づき、5年間で運行体系、受益者負担などについて、市内統一のものとしていきたい。

**問**　**地域内交通を利用した方が、市内中心部へ移動する場合に乗り換えをすることとなるが、その負担はどう考えているのか。**

**答**　周辺部から市内中心部への移動は、路線維持の観点からも、路線バスやJRを利用していただくことになるが、運賃体系には差があるため、今後引き続き検討していきたい。

## 厚生文教委員会

委員長　宇都宮　宗康

**◆認定こども園施設整備事業について**

**説明**　「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」に基づき、認定こども園に移行するため、肱南地区では、大洲保育所の増築に係る実施設計委託料等を、肱北地区では、隣接する喜多幼稚園及び肱北保育所を一体的に使用するための施設改修費用として、計3，616万3千円が計上されているもの。

**問**　**この2園の具体的計画について**

**答**　肱南地区は、大洲保育所の裏手に増築する計画で、今年度は増築の設計を行い、来年度着工し、令和3年4月から大洲保育所、肱南保育所、大洲幼稚園の3園を統合した認定こども園としてオープンしたいと考えている。また、肱北地区は、今年度設計、工事を行い、令和2年4月からオープンしたいと考えている。

今後、この2園を認定こども園化するに当たり、幼稚園教諭と保育士が一緒に業務を行うことになるため、検討委員会を設置し、すり合わせを行うこととしている。その概要が決定次第、地元や保護者に対する説明会を開催したいと考えている。

**問**　**肱南地区の認定こども園は、昨年の災害以降、肱南保育所が大洲児童館で臨時的に運営しているため早く進めてほしいと思うが、本会議の一般質問で、付近の堤防に浸潤があったことから安全性に問題があるのではとの指摘に対し、安全とは言えないという答弁であったと認識している。安全性に不安があるが、この建設予定地以外に候補地はなかったのか。**

**答**　数カ所の候補地を検討したが、現在の大洲保育所がまだ新しく、ある程度まとまった土地が隣接しており、増築することで3園を集約できることから、この場所に決定したものである。

## 産業建設委員会

委員長　中野　寛之

**◆農村地域防災減災事業について**

**説明**　この事業は、農業用ため池の適正な管理・保全及び決壊による被害を防止するため、本年4月に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されたことに伴い、地震や豪雨等により決壊すると影響が大きいと思われる防災重点ため池について、その危険性を地域住民へ伝えるため、浸水想定区域図を作成するもの。

**問** **今回、浸水想定区域図を10カ所とあるが、農業用ため池は全部で何カ所あるのか。**

**答** 市内の農業ため池は、現在111カ所あり、そのうち30カ所を重点ため池としている。平成30年7月豪雨後、農林水産省による全国のため池の緊急点検が実施され、当市では111カ所のうち4カ所指摘があったが、そのうち1カ所は災害復旧工事を行うこととし、残りの3カ所は、水量が少ない、近隣に人家がないなどの理由で、緊急性はないと判断している。

**問** **危険な箇所が見つかったため池を今後どうしていくのか**

**答** 今後は、想定浸水区域図を作成して住民への公開と周知を行い、危険性のあるため池があった場合には、施設管理者と協議しながらそれぞれ適正な対応をしていく。ただし、課題となるのは修繕等が必要となった場合、補助事業の対象となっても地元に負担をお願いしなければならないことである。

## 議会日誌

《3月》
19日・一部事務組合議会定例会（3議会）
27日・八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会
〃日・議会活性化特別委員会行政視察（西予市）

《4月》
11日・愛媛県市議会議長会春季定期総会（新居浜市）
17～19日・厚生文教委員会行政視察（邑南町・境港市・総社市）
22日・鹿野川ダム改造に伴うダム操作規則の変更等に係る説明会
24～26日・総務企画委員会行政視察（花巻市・岩泉町・遠野市）

《5月》
8日・栃木県さくら市議会行政視察来市
9日・四国西南サミット
10日・国道197号愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
〃日・国道441号愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
〃日・主要地方道小田河辺大洲線・主要地方道内子河辺野村線整備促進期成同盟会定期総会
〃日・肱川流域総合整備推進協議会総会
14日・議会運営委員会
〃日・福岡県粕屋郡久山町議会行政視察来市
15日・青森県むつ市議会行政視察来市
〃日・肱川改修事業（惣瀬地区）竣工式
20～22日・産業建設委員会行政視察（一関市・気仙沼市・南三陸町・白石市）
23日・四国市議会議長会定期総会（高松市）
24日・愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会理事会・総会（伊予市）
28日・議会活性化特別委員会
30日・国道378号整備促進協議会定期総会（伊予市）

《6月》
3日・議会運営委員会
4日・全国自治体病院経営都市議会協議会理事会・定期総会（東京都）

## 編集後記

表紙の写真は、7月12日に開催された長浜海水浴場海開きの様子です。園児たちが水遊びで大はしゃぎしていました。

昨年の豪雨災害から1年を経過しました。大洲市も復興に向けて着実に進んでいるところですが、子どもたちの笑顔をたくさん見ることができるよう、議会としての責務を果たしてまいります。

櫛生しょうぶ園

市議会ホームページQRコード（スマートフォン等でアクセスできます。）